



エネルギー価格・物価高騰対策として

事業者の皆さん

「エネルギー価格・物価高騰」などの影響を緩和するため、要件に

商工業者・医療法人など向け

問 コールセンター ☎086-232-2264 (10月17日(月)～)
申 下記 QR コードからオンライン申請 (10月21日(金)～)
商工業者申請 URL <https://energy.okayama-shinsei.jp/>
医療法人など申請 URL <https://energy.okayama-shinsei.jp/iryohoujintou/>



商工業者申請用

エネルギー価格 高騰緊急対策支援金



医療法人など申請用

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている市内中小・小規模事業者、医療法人などの負担軽減を図るため、支援金を緊急的に支給します。

■ 受付期間 10月21日(金)～12月23日(金)

■ 支給対象者

以下の(1)～(3)のいずれにも該当する中小・小規模事業者、医療法人など

- (1) 主たる事業所が市内にある者
- (2) 令和4年1月～8月のうち任意の2カ月間に市内の事業所で使用したエネルギー経費の合計額(「支援対象経費」)が25万円以上の者
- (3) 今後も事業を継続する意思がある者

■ 主なエネルギー経費(税込)の範囲

ガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金

■ 支給額

支援対象経費の20%以内(1,000円未満切り捨て)

法人=100万円(上限)～5万円(下限)

個人=20万円(上限)～5万円(下限)



商工業者向け
詳細はこちら



医療法人など向け
詳細はこちら

商工業者向け

問 コールセンター ☎086-232-2255 (10月3日(月)～)
申 下記 QR コードからオンライン申請 (10月3日(月)～)
申請 URL <https://syoene.okayama-shinsei.jp/>

省エネ機器 導入補助金



申請用

市内の中小・小規模事業者の将来的なコスト低減を集中的に支援するため、工場・店舗・事務所などへ設置する事業用省エネ機器の購入・設置経費の一部を助成します。

■ 受付期間 10月3日(月)～12月23日(金)

■ 補助対象者 ※先着順で予算に達し次第、受付終了以下の(1)～(4)のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- (1) 主たる事業所が市内にある者
- (2) 令和4年10月3日～令和4年12月23日に下記の省エネ機器の購入、設置、支払いが完了できる者
- (3) 令和4年1月～8月の任意の1カ月間に市内の事業所で使用した電気代(またはガス代)の支払額(税込)が3万円以上の者
- (4) 今後も事業を継続する意思がある者

■ 補助額 法人=15万円 個人=10万円

■ 補助の対象となる事業用省エネ設備



※市内の工場・店舗・事務所などへ設置(更新・新設)する事業用の機器・設備に限ります(自宅兼事務所などへの設置は対象外です)。

※購入・設置経費(税抜)が法人15万円、個人事業主10万円以上のものを1台のみ(LED照明は一式)申請いただけます。



詳細はこちら



経済界の方々や、経済界の生の声を承知されている市議会議員の皆さまと、十分に議論をさせていただき、できるだけ予算を組みました。

大森市長が8月26日の定例記者会見で、これらの支援について説明しました。



検索

会見の内容はこちら

岡山市 8月26日 市長記者会見

を支援します！



該当する事業者の皆さんに支援金、補助金を支給します。

※本事業は岡山市令和4年度9月補正予算案に計上し、岡山市9月定例会市議会に提案していますが、予算案が可決・成立しない場合は、本事業は実施しませんのでご注意ください。



農林漁業者向け

詳細はこちら

問 お近くの農協の窓口
問 農林水産課

申 岡山市農業協同組合 各営農センター・営農部指導課
晴れの国岡山農業協同組合 瀬戸支店・同経済課

10月21日(金)～
12月23日(金)

エネルギー価格 高騰緊急対策支援金

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている市内農林漁業者の負担軽減を図るため、支援金を緊急的に支給します。

■ 支給対象者

- 以下の(1)～(3)のいずれにも該当する農林漁業者
- (1) 主たる事業所が市内にある者
 - (2) 令和3年分の確定申告書または決算報告書記載の動力光熱費(年間)の合計が100万円以上の者
 - (3) 今後も事業を継続する意思がある者

■ 支給額

支援対象経費(令和3年分の動力光熱費)の**5%**(1,000円未満切り捨て)
法人=100万円(上限)～5万円(下限)
個人= 20万円(上限)～5万円(下限)

肥料価格 高騰対策支援金

肥料価格高騰の影響を受ける農業者の農業経営の安定化を図るため、肥料価格高騰分に対する支援金を支給します。

■ 支給対象者

- 以下の(1)～(3)のいずれにも該当する営農者
- (1) 市内に住所を有する農業収入のある個人および法人
 - (2) 令和3年分の確定申告を行った者または法人として決算報告を行った者で、そこに記載された「肥料費」が3万円以上の者
 - (3) 今後も営農を継続する意思がある者

■ 支給額

令和3年分の確定申告または決算報告に記載された「肥料費」の**20%**(1,000円未満切り捨て)
(ただし、国の肥料価格高騰対策事業の交付を受けている者は**10%**)
50万円(上限)～3千円(下限)

燃油価格 高騰対策支援金

燃油価格高騰の影響をより大きく受ける、経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸農業者の事業継続を支援するため、燃油価格高騰分に対する支援金を支給します。

■ 支給対象者

- 以下の(1)～(3)のいずれにも該当する営農者
- (1) 市内に住所を有する個人および法人
 - (2) 加温を要する施設園芸を営んでいる者
 - (3) 今後も営農を継続する意思がある者

■ 支給額

ハウスの面積毎に、農業経営指標で示す10a当たりの重油使用量に1ℓ当たりの補助額を算定する。
15円/ℓ(1,000円未満切り捨て)
20万円(上限)

高齢者・障害者施設など向け

高齢者・障害者施設等運営支援事業

物価高騰の影響を受ける高齢者・障害者施設などの負担を軽減し、利用者への負担増およびサービスの質の低下を防ぐため、各施設などへ支援金を支給します。

- **支援対象** 介護保険施設、障害福祉施設などの入所・通所施設 など
- **支援内容** 年間の高騰額相当(光熱費、食材費など)
- **支援方法** 施設などからの申請内容に基づき支援金を支給

児童福祉施設など向け

児童福祉施設等運営支援事業など

物価高騰の影響を受ける児童福祉施設などの負担を軽減し、利用者への負担増およびサービスの質の低下を防ぐため、各施設などへ支援金を支給します。

- **支援対象** 私立保育園、認定こども園、私立幼稚園、児童養護施設、子ども食堂 など
- **支援内容** 年間の高騰額相当(光熱費、食材費など)
- **支援方法** 施設などからの申請内容に基づき支援金を支給